

裾野市新型コロナウイルス感染症拡大防止環境整備事業者支援金 よくある質問と回答

最終更新日

11月1日

Seq.	分類	質問	回答	備考
1	支給要件	市内に在住する個人事業主だが、店舗は市外にある。給付の対象となるか。	市外にある店舗等は対象にはなりません。	要綱第4条第1項
2	支給要件	市内に本社があり、市外に別の営業所や事務所がある。市外にある営業所や事務所は給付の対象となるか。	市内にある本社は対象ですが、市外の店舗等は対象にはなりません。	要綱第4条第1項
3	支給要件	お米を作って出荷しています。対象になりますか？	生産品目にかかわらず、農業者の方は認定農業者の拠点となる店舗等以外は対象となりません。	要綱第2条第2項
4	支給要件	現在一時的に休業している。給付の対象となるか？	8月7日以前から事業を行っている店舗等において、申請日を基準に申請するすべての店舗等が事業を行っていることが条件となりますので、申請時に休業している店舗等は対象にはなりません。ただし、本支援金支給要綱制定後に新たに裾野市を含む地域がまん延防止等重点措置や緊急事態宣言の指定を受けた場合、その休業要請に従うことは、事業実態があるとみなします。	要綱第4条第1項第1号
5	支給要件	資材置き場や一時的な作業場、無人の販売所は給付の対象になりますか？	資材置き場や一時的な作業場は継続的に事業を行っている場所とは見なさないため、対象外です。また、定期的な感染症拡大防止策の管理が難しく認証登録できない無人販売所は対象外とします。ただし、継続的に事業を行って（また、今後も継続的に事業を行う）、要綱別表1に掲げる認証登録ができる場所については対象となります。なお、本制度において現地確認や、認証制度によって登録した住所への立入検査等が実施されることがありますので、事業や対策の実態がある場所での登録が必要です。	要綱第2条第2項
6	支給要件	感染症対策した社有車や自家用の営業車などは店舗等の対象になりますか？	営業に使用する車両は支援金の対象外です。送迎車なども営業車両としてみなすため支援金の対象外となります。	車両はバス、タクシーのみ対象（要綱第2条第1項）
7	支給要件	キッチンカーで営業をしています。対象になりますか？	キッチンカーは、特定の場所とはならないため営業車両と同様の扱いとします。事業者として登録している事務所等で申請をしてください。車両として追加の給付対象にはなりません。	要綱第2条第2項
8	支給要件	アパートを所有していて家賃収入があります。アパートの各部屋は店舗等に当たりますか？	入居者があるかどうかに関わらず、アパート等の建物そのものや各部屋は所有する方の事業用の店舗等には含まれません。	要綱第2条第1項
9	支給要件	貸しビルを持っています。各テナントは店舗等に当たりますか？	貸し出している建物やテナントなどは、借主（店舗や事務所としている事業者）の店舗等として扱います。所有する方の事業用の店舗等には含まれません。また、建物の共有部分等は個別の店舗等とは見なしません。	要綱第2条第1項
10	申請方法	1事業者あたりの申請が1回限りと言うことだが、複数の法人を持っている場合はどうするのか	代表者が同一であっても法人が異なる（事業者として異なる）場合はそれぞれの法人の名義で申請することができます。	要綱第5条第1項
11	制度について	要綱の第2条第1項に記載されている「認証登録制度等の対象となる単位」とは、どういう意味ですか？	基本的には、お店の店舗や事務所1カ所・・・といった1つの場所を示すものを「単位」としています。このほかにタクシー1台やバス1台といった、場所でもなくとも認証登録ができる場合があるため「単位」という書き方をしています。	要綱第2条第1項

Seq.	分類	質問	回答	備考
12	申請方法	本人確認資料は誰の何を提出すれば良いですか。	法人の場合は法人の代表者の方や地域統括責任者など申請の決裁・決定権のある方、個人事業主の場合は代表者の方の本人確認ができる資料を提出してください。本人確認資料は、運転免許証（運転経歴証明書）、パスポート、保険証等の写し（もしくは画像データ）を提出してください。 ただし、裾野市商工会、裾野市観光協会、岩波商店会、富岡連合商店会、東地区商工振興会、すその駅前商店街のそれぞれの会員事業者は、本人確認資料の提出を省略することができます。申請書に所属している会組織を記載（チェック欄へチェック）してください。	要綱第5条第1項
13	申請方法	電子申請をさせるのに、誓約書に手書きの署名が必要な理由は？	誓約書については、申請者の本人の意思表示として署名をしていただくこととしています。なお、Adobe Acrobat (Acrobat Reader)で電子証明書（デジタルID）により電子署名を付与したPDFを電子データとして添付することにより、プリントした紙に本人が署名したことに代えて申請を受け付けることができます。この場合は電子署名に使用した電子証明書の保管をお願いします。	要綱第5条第1項
14	制度について	新型コロナウイルス感染症対応をするのに3万円ではとても足りません。もっと給付してください。	この制度は消毒液や空気清浄機など新型コロナウイルス感染症対応にかかる経費の実費に対して補助する性質の支援金ではありません。裾野市から感染者を出さないことを目的に、認証制度やガイドラインに基づき、一定の基準をクリアした取り組みを進める事業者に対して店舗等の単位で支払う慰労や報償の主旨の支援金です。	要綱第1条、第3条
15	制度について	支援金の支給はいつ頃されますか？	支給することが決定した場合、2週間から1か月程度を目処（申請提出からは1か月から1か月半程度を目処）に指定の口座に振り込みます。支給の決定に際し、決定通知や振込通知の発送や個別連絡はしません。なお、支援金申請の際に記載内容や添付資料に不備がある場合などは、市から連絡をします。	要綱第6条
16	制度について	この支援金は課税対象になりますか？	この事業者支援金は事業所得に区分されるため、所得税の課税対象です。	
17	認証制度等	ふじのくに安全・安心認証（飲食店）は申請しましたが、まだ認証されていないためステッカーがありません。また申請書の写しも無く証明する資料がありません。	誓約書により、静岡県へ申請状況を照会することを了承していただける場合、市が県に申請状況を確認します。申請の事実が確認できれば申請を受け付けることができます。	要綱第4条第1項第2号
18	認証制度等	特に業界のコロナ対策のガイドラインや認証制度はありません。給付対象外でしょうか？	一定の基準をクリアした証明がない場合は申請を受け付けることができません。 裾野市商工会で申請できるPROJECT CCC SUSONOは業種を問わない認証（その他業種）が可能です。参加登録申請をすることで感染症拡大防止の一定の基準をクリアしたこととします。	要綱第4条第1項第2号
19	認証制度等	業界ガイドラインに則っているが、それを証明する資料（書類やステッカー）がない。	ガイドラインの基準をクリアしている根拠として、認証制度に登録されていることを給付条件としています。第三者による認証制度が無く、証明できる書類が無い場合は、裾野市商工会で申請できるPROJECT CCC SUSONOの参加登録をご検討ください。	要綱第4条第1項第2号
20	認証制度等	PROJECT CCC SUSONOは現在は参加していないが、これから参加登録申請しても給付の対象となるのか	ガイドラインの基準をクリアし参加登録したうえで、今後継続して感染症拡大防止に取り組んでいただく場合、給付の対象となります。	要綱第4条第1項第2号
21	認証制度等	フリーランスのライターですが、対象になりますか？	個人事業主（開業届等による）として自宅等を事務所として利用し、第三者認証等が取得可能な場合は対象になります。なお、本制度において現地確認や、認証制度によって登録した住所への立入検査等が実施されることがありますので、実態がある場所での登録が必要です。場所の実態が無い場合は虚偽と見なされることがあります。	要綱第2条第2項